

議案第28号

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例

大田原市企業誘致条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、奨励金の額は、1会計年度につき5,000万円を上限とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田原市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨励金交付対象指定事業者として指定する事業者について適用し、施行日前に奨励金交付対象指定事業者として指定した事業者については、なお従前の例による。